

各位

平成29年5月15日  
放射線取扱主任者

(管理区域一時解除)

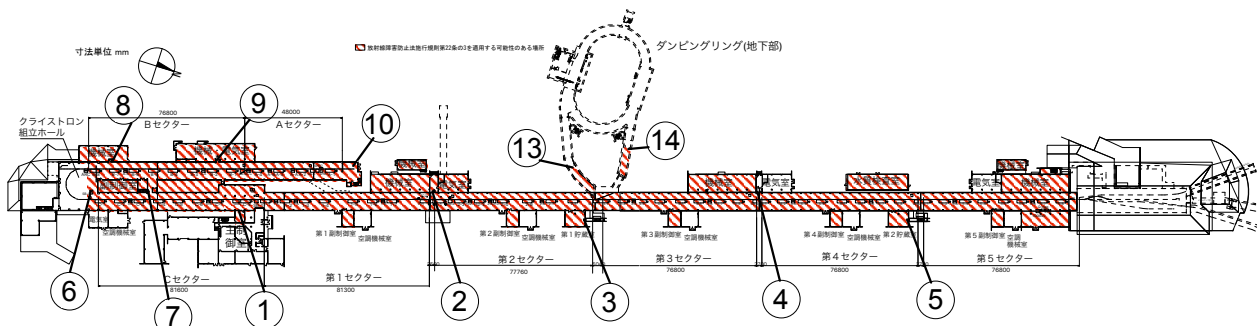
電子陽電子入射器棟およびダンピングリングトンネルにおける  
放射線障害防止法施行規則第22条の3の適用について

電子陽電子入射器棟、およびダンピングリングトンネル室内の管理区域に於いて、放射線障害防止法施行規則第22条の3にもとづき、下記の期間、管理区域の一時解除を行います。

1. 期間 2017年5月16日から2017年10月9日

2. 場所 (下記の一般管理区域)

電子陽電子入射器棟クライストロンギャラリーおよびダンピングリングトンネル境界フェンス内  
(図赤斜線部分)



以上

配布先 機構長

(管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

(素核研) 所長、副所長、事務室

(物構研) 所長、副所長、事務室

(加速器) 施設長、各主幹、事務室

(共通) 施設長、各センター長、事務室、放射線受付

(担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員